

大阪労働局発表
8月1日午後2時



【照会先】
大阪労働局 労働基準部
監督課・安全課
(電 話) 06-6949-6490

報道関係者 各位

新名神高速道路建設工事現場などに対する **緊急立入調査の結果について**

- ◆ 7月3日～20日、新名神高速道路工事現場を含む府内**232**箇所の建設現場に立入り調査を実施。
- ◆ **46.1%**の建設現場で法令違反を確認(新名神高速道路工事現場では**22.7%**)。
- ◆ 元請による下請に対する指導不足に関する違反が、法令違反の**85%**(91件)を占め最多。

平成29年の建設業における死亡災害は、6月19日に発生した新名神高速道路建設工事現場での死亡災害の発生で二桁となり、災害の増加傾向に歯止めが掛からない緊急事態となったため、緊急追加対策として本年7月3日から20日まで、**府内全労働基準監督署一斉に緊急立入調査**を実施しました。

期間中、新名神高速道路建設現場**44**、その他の建設現場**188**の計**232**現場に対し立入調査を実施した結果、安全衛生関係法令の違反(以下「法令違反」という。)が全体では**46.1%**の現場で、そのうち新名神高速道路建設現場では**22.7%**の現場で認められたため、是正を指導しました。

法令違反の内訳や主な指導事例は、次のページのとおりです。

法令違反の内訳

	調査 実施 現場数	法令 違反 現場数	法令違反の内訳 ()内は法令違反現場数に占める割合					使用停止等 命令現場数
			元請による 下請に対す る指導不足	墜落・転落 防 止	クレーン 関 係	建設機械 関 係	その他	
全 体	232	107 (46.1)	91 (85.0)	71 (66.4)	6 (5.6)	6 (5.6)	34 (31.8)	14
うち、 新名神	44	10 (22.7)	9 (90.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	1

法令違反ではありませんが、以下の点に関する指導を行いました。

○現地KY・朝礼の未実施等、下請とのコミュニケーションに関する指導 39件 (17%)

○熱中症予防に関する指導 11件 (4.7%)

※元請けによる下請に対する指導不足とは、労働安全衛生法第29条乃至第30条、第31条、第31条の2に違反したものの。

工事種別ごとの状況

○全体

工事種別	監督実施 現場数	法令違反 現場数	違 反 率	使用停止等 命令現場数
建 築	163	91	55.8%	13
土 木	47	8	17.0%	1
その他	22	8	36.3%	0

○うち、新名神高速道路建設現場

工事種別	監督実施 現場数	法令違反 現場数	違 反 率	使用停止等 命令現場数
建 築	6	2	33.3%	0
土 木	31	8	25.8%	1
その他	7	0	0.0%	0

主な指導事例

○全 体（新名神高速道路工事現場を除く）

【事例1】墜落・転落防止

マンション新築工事現場において、2階から9階までの外部階段（高さ約30m）に手すりが設置されておらず、労働者が墜落するおそれがあったため、立入禁止の命令を行うとともに、手すりを設置するよう指導した。

【事例2】元請と下請の連絡調整

民間会社社屋新築工事現場において、元請事業者が安全衛生協議会を設置しておらず、下請事業者との連絡調整が図れないまま作業を行っていたことから、作業間の連絡調整を適切に行うよう指導した。

【事例3】建設機械関係（作業計画）

車両系建設機械を使用する場合には、建設現場の地形や地質の状態に応じた当該車両系建設機械の種類や能力、作業方法及び運行経路等を示した作業計画をあらかじめ定める必要があるのに、これを定めていなかったことから、適応する作業計画を作成し、関係労働者に周知するよう指導した。

【事例4】クレーン関係（フックの外れ止め）

ビル新築工事現場において、つり上げ荷重16トンのクレーンのフックの外れ止装置をテープで固定し無効化していたことから、フックの外れ止装置を有効に使用するよう指導した。また、元請に対しても下請事業者にも法令違反を行わせないように指導した。

○新名神高速道路建設工事現場

【事例1】墜落・転落防止

高さ2mを超える作業場所の端に繊維ロープを張っていたが、ロープでは労働者が墜落するおそれがあったため、立入禁止の命令を行うとともに、安全な手すりを設置するよう指導した。

【事例2】クレーン関係（作業開始前点検）

クレーンを用いて荷を吊るためのワイヤロープを作業開始前に点検をしなければならないのに、これを行っていなかったことから指導した。

労働安全衛生法（抜粋）

（元方事業者の講ずべき措置等）

第二十九条

- 1 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。
- 2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。
- 3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

（元方事業者の講ずべき技術上の指導その他の必要な措置）*

第二十九条の二

建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第三十条

- 1 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。
 - 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
 - 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
 - 三 作業場所を巡視すること。
 - 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
 - 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項
- 2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を一以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負った者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。
- 3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

- 4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

(注文者の講ずべき措置)

第三十一条

- 1 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

(注文者の講ずべき措置)*

第三十一条の二

化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。